

# 近世地方領国の砂糖流通問題と株仲間の行動

—— 仙台薬種仲間を例として ——

徐

寤\*

## Abstract

This paper focuses on the activities of Sendai Pharmaceutical Guild involved in the distribution of sugar in the 18th and 19th Centuries, then discussing the role of the guilds in local commodity circulation with various characters.

Many studies of “*Kabunakama*” during the Edo Period in Japan mostly focused on central markets such as Edo and Osaka. In those case studies, the guilds were argued to be a kind of monopoly association. But it is thought that local guilds also played an important role in commodity circulation with various activities and functions, although there are few historical discussions about it.

In view of the above discussions, this paper has clarified the rapid and multiple growth of sugar trade in the 18th and 19th Centuries in *Sendai Han* benefited from the nationwide manufacturing of sugar in Japan, and various activities of Sendai Pharmaceutical Guild in dealing with sugar market changes also could be seen. Comparing the Sendai Pharmaceutical Guild with those in central markets, indicating that the characters of the local guilds were quite distinct from the guilds in Edo and Osaka.

## 1. はじめに

本稿では、仙台薬種仲間の例を取り上げ、江戸中後期国内各地の製糖の発展、国産砂糖取引規模の拡大という全国的砂糖流通構造の変化に対応した地方仲間商人の集団活動を考察し、列島内全体の国産品の輸入品代替化を背景に活発化した地方領国の商品流通の担い手である地方城下株仲間の独特のありようを論じてみる。

株仲間論は、かねてより多くの研究が蓄積されてきたテーマである。我々は、優れた研究成果を、戦前から蓄積が認められる商業史の研究（[宮本 1938] 等）、戦後に大きな動きを見せた幕藩制構造論の一環としての「商品流通史」や

「市場構造論」の研究（[中井 1961], [北島（編）1962], [林 1967] 等）、幕府の経済政策としての株仲間論（[津田 1961], [中井 1971] 等）、1980年代から都市史の研究（[吉田 1985], [今井 1986] 等）、江戸時代の市場経済の発展を支えた秩序やその仕組みとしての検討（[岡崎 1999, 2001], [宮本 2002, 2007]）のなかに発見することができるが、それらのほとんどは、「三都」と呼ばれた京都・大坂・江戸の株仲間を中心に論じている点で共通している。その一方で、地方株仲間に関する検討が十分に行われているといいがたい。さらに、最近の研究動向を見ると、三都株仲間を対象としての検討も停滞し、全体的に実証分析が進んでいない状況にある。この分野の研究を発展させるため、これまで事例の少ない各地の株仲間の考察は重要となって

\* 中国浙江工商大学東方語言與哲学学院講師

きた。

近世前期の中央市場を通して行われた全国の商品流通と比べ、後期に至っては、各地方領国での特産物取引は、工業生産の勃興によって、江戸地方領国間、地方領国と中央市場、また地方領国を結び錯綜した流通のネットワークが形成されるようになったのである〔宮本 2017: 256-259〕。近世中後期以降の商品流通の担い手として商人や株仲間を論じる場合、地方領国の流通機構としての各地の株仲間の存在に関心が必要であろう。

各地における株仲間の存在の仕方は、地方独自の政治・経済・社会的諸条件を受けて多様であり、中央の三都株仲間と異なっていたことは、ある意味で当然であろう。宮本又次の『株仲間の研究』の中で、「各株仲間の設定場所たる直轄都市・城下町・商人町・港町・宿場町・門前町の特殊事情に関連して考究し、株仲間の持つ場所的特性を見究めねばならぬのである」と述べられ〔宮本 1938: 435〕、多様で複雑な地域性に特徴づけられた地方株仲間の様相をそれぞれ検討する必要性が提示された。この判明は大きな検討課題であるが、本稿では、仙台薬種仲間の例を取り上げ、地方城下町の株仲間の検討を行うことにする。

地方領国の商品流通は、他領商品の移入と国産物の移出が見られ、城下町の仲間商人は、その流通の担い手であった。特に、十七世紀後半以降の城下町の日用品・奢侈品の需要の増大、十八世紀以降各地に行われた特産物生産の展開を背景に、城下仲間商人は他領商品の移入活動を拡大しながら、同時に領内特産物の移出を行っていたのである。それゆえ、領国商品流通構造に組み込まれた城下株仲間の事例分析を行う際、移出と移入問題に立ち入った検討をそれぞれ行う必要性が出てきた。異なる流通問題に着目して実証分析を行い、多様で独特の様相を持つ地方株仲間の実態は一層明らかにすることができよう。

上記のような株仲間の研究状況とその問題点を踏まえ、本稿では、江戸中後期以降次第に薬種商人の重要な商売内容となった砂糖の流通問題に焦点をあてた仙台薬種仲間の事例分析を行い、領外仕入品流通の担い手である地方城下株仲間の独特の一面を検討することにする。領内国産品の移出問題に着目した仙台の事例は、すでに別に検討している<sup>1)</sup>。

この検討を遂行するため、以下、まず砂糖の業界史、流通史などの研究に依拠し、近世中後期国産砂糖の輸入砂糖代替化を原因に、全国的生産・流通が拡大していった様子を概略する。次に、仙台薬種仲間文書（「小谷文書」<sup>2)</sup>）を利用し、国産仕入品の増加に特徴づけられた領内砂糖流通規模の拡大といった実態を考察しつつ、活発化した砂糖市場の取締りや、成員の仕入問題の解決における仲間の集団活動を詳しく検討する。最後に、砂糖を扱う大坂・江戸薬種問屋と仙台薬種仲間との比較を通じて、中央市場の流通機構と大きく異なる姿を取った地方領国の株仲間のありようを検討してみる。

1) [徐 2017], [徐 2018] においては、領内国産薬種の集荷と他国出荷を行う仙台薬種仲間の独自の行動が明らかにし、移出を中心とした領国特産物の流通問題に関わる地方城下株仲間の検討が行われている。

2) 小谷家は、仙台に進出した近江商人で、文化9(1812)年に国分町に薬種・瀬戸物の店を構えた。近世前期に全国的展開を果たしていた近江商人の中では遅い進出であったが、同家は仙台北城下の有力商人に成長していった。この文書群は小谷家もその構成員となっていた薬種仲間に関するものである。資料点数は、総計250点(204冊・11綴・16束・17通・2枚)であり、続集は594点(562通・32綴)である。現在、東北大学附属図書館の所蔵となっている。

## 2. 近世中後期砂糖の生産とう流通

### 2.1. 全国砂糖市場の動向

近世における砂糖は、奢侈品としてだけでなく、その甘味は薬種としても使用された。実際、近世後期に至るまで、砂糖は薬種問屋が扱う商品であったのである。十八世紀後半以降西南地方を中心に国内各地蔗作・製糖が展開した結果、江戸後期国内への砂糖消費が浸透した〔落合 2001: 422〕。砂糖市場においては、輸入砂糖の依存から、国産砂糖の流通拡大への転換がみられる。近世後期、砂糖の国内取引を専業とする商人も現れた〔社団法人糖業協会（編）1962: 51〕。砂糖市場における国産砂糖の輸入砂糖代替化は、下記のような過程を辿ったのである。

近世前期の段階では、国内砂糖の生産がほとんどされていなかったため、輸入に頼られていた。日本への砂糖の伝来は、奈良時代、中国より伝えられたとされている〔樋口 1935: 1〕。江戸時代に入り、長崎に来航する唐船・オランダ船によって輸入された砂糖は唐紅毛砂糖と呼ばれ、生糸などの輸入品を大坂に回送する糸荷廻船で大坂の唐薬種問屋に運ばれた。大坂の唐薬種問屋から砂糖荒物仲買仲間の手を経て、江戸をはじめ全国に運ばれた。しかし、幕府がその輸入量を年額 350～430 万斤に制限し<sup>3)</sup>、さらに取引方法についても厳しく取り締まっていたので、輸入砂糖が国内市場に広く行きわたるまでにはなっていなかった〔社団法人糖業協会（編）1962: 67〕。

その一方で、十七世紀前半奄美大島（現鹿児島県）及び琉球（現沖縄県）において、砂糖（黒砂糖）の製造にはじめて成功したが<sup>4)</sup>、ほかの

地方への普及がみられない。その後、八代将軍徳川吉宗による享保の改革の一環として国産奨励が行われ、蔗作・製糖も取り上げられた。甘蔗砂糖の国産化の取り組みが在地レベルで行われるようになったのは、宝暦～天明期（1751～1789）以降のことである〔落合 2001: 405〕。寛政期（1789～1801）にいたって、西南地方を中心に国内各地蔗作・製糖が盛んになっていく中で、幾つの砂糖特産地が生まれた。特に、白糖（和製砂糖）産地としての讃岐（高松藩）と黒糖産地としての薩摩は、藩の国産奨励政策によって、その発展は著しかった〔社団法人糖業協会編 1962: 21〕。文政期（1818～1830）全国産糖の大半は薩摩糖をもって占めたという〔原口 1960: 75〕。他方、讃岐（高松藩）の砂糖製造は、寛政 2（1790）年に始まり、文化期（1804～1818）白糖（和製砂糖）の生産地帯として「讃岐三盆白」の名声をあげ〔市原 1960: 94〕、天保期（1830～1844）一ヶ年平均大坂廻着高が 615 斤余に達した〔樋口 1935: 364〕。幕末期、奄美大島や琉球は専ら黒砂糖を生産したことに対し、讃岐・阿波の白砂糖は、品質の上でいわゆる唐紅毛砂糖に劣らず、また生産量の上でも奄美大島・琉球の黒砂糖を凌ぐまでになった〔社団法人糖業協会（編）1962: 41〕。

白砂糖・黒砂糖を中心に国産砂糖生産の本格化により、安政 6（1859）年開港<sup>5)</sup>以前、輸入

年間（1596～1615）奄美大島（現鹿児島県）は、さとうきび栽培・砂糖生産が始まった。琉球島の場合、さとうきび栽培は大島より早い、製糖技術の伝来は元和 9（1623）年に始まるという〔原口 1960: 76〕。

5) 安政 6（1859）年横浜開港以後、低廉な外国砂糖の輸入は改めて増加し、慶応年間に入って本格化した。特に慶応 3（1867）年末に兵庫の開港・大阪の開市によって、国産砂糖取引の伝統的地盤としての大坂市場においても、外国砂糖の普及を始めた。これによって、国内生産に深刻な打撃を与えることになった〔社団法人糖業協会（編）1962: 67-70〕。

3) 砂糖の輸入量について、当初一ヶ年 350 万斤と定められたが、正徳期（1711～1716）になると、430 万斤に制限された〔樋口 1935: 321〕。

4) 様々な説があるが、穏当的にいえば、慶長

砂糖は国産砂糖に駆逐される有様であった〔樋口 1935：323〕。前述したように、正徳期（1711～1716）以降の砂糖輸入量は一ヶ年 430 万斤に制限されたため、密荷を除いて、日本国内に流通された唐紅毛糖の年間惣量は 430 万斤と理解できよう。それに対し、天保期全国砂糖集散の中心であった大坂市場に廻着した各種砂糖の中で、讃岐を始め各地から廻着した和製砂糖（白砂糖）の合計は 1,120 万斤、薩摩藩一手の黒砂糖廻送高は 1,200 万斤であった〔樋口 1935：341〕。安政・文久年間（1854～1864）には、大坂集散重要商品の中で、和製砂糖は米穀に次いだ特に重要性ある商品と評価された<sup>6)</sup>。国産化の影響を受け、輸入砂糖の品目<sup>7)</sup>について、近世前期黒砂糖・白砂糖はその主流を占めていたが、寛延 3（1750）年以降黒砂糖の輸入はほとんど見られなくなる〔落合 2001：422〕。文化・文政期（1804～1830）ごろ白砂糖の国内での自給もほぼ可能になるため、輸入の中心は、奢侈品として扱われた三盆砂糖や氷砂糖にシフトしていった<sup>8)</sup>。

## 2.2. 領外から仙台への砂糖の流通

前述の全国砂糖市場の動向に連動し、この時期仙台薬種仲間商人の仕入における国産品の増加と規模の拡大が見られる。仲間商人たちは、

- 6) 幕末大坂廻着の和製砂糖は 20～30 万挺に達したといわれ、薩摩黒砂糖の量を抜いた〔樋口 1935：364〕。
- 7) 近世における砂糖は、精製度合から、黒砂糖・白砂糖・三盆砂糖・氷砂糖の四種類に大きく分けられる。
- 8) 十八世紀以降氷砂糖の輸入は徐々に増加し、三盆砂糖の輸入も増加した。寛政 9（1797）年国内での氷砂糖の製法を実現したが、普及するまでには至らなくて、国内での自給が達成できていなかった〔落合 2001：422〕。輸入砂糖品目の転換について、〔樋口 1935：323-324〕にも参考になる。

領外仕入品の海上共同運送<sup>9)</sup>を行ったので、その運送荷物の詳細を通じて、全体の砂糖仕入状況が確認できよう。

明和 8（1771）年難破した千用丸の揚荷の中で、大島産の黒砂糖 2 樽が見つけれ<sup>10)</sup>、少なくともこの時点から国産砂糖の仕入が開始したことがわかる。文政 13（1830）年 3 月、領外の銚子から仙台塩釜に運ばれた荷物 1,141 箇の内に、砂糖一手移入が許された仲間商人星久郎の白砂糖 112 樽、黒砂糖 475 樽が知られる<sup>11)</sup>。

天保 7（1836）年正月から 6 月まで、成員 14 名の砂糖仕入量は 2,044 樽と数えられる<sup>12)</sup>。仲間の史料に砂糖 1 樽の重量は明記されていないが、『江戸東京問屋史料商事慣例調』に 1 樽正味 80 斤といわれる<sup>13)</sup>。これを基準に換算すれば、天保 7（1836）年正月～6 月の砂糖仕入量は 163,520 斤、98,112 kg<sup>14)</sup>である。それに対し、

9) 仙台薬種仲間を含める仙台北下仲間商人の仕入品は、江戸に藩の米などを輸送した石巻穀船の帰り荷として石巻、あるいは松島湾の寒風沢を経て、塩釜湊に運ばれ仙台北下に駄送された〔仙台市史編さん委員会（編）2003：283〕。

10) 小谷文書第一-68。

11) 小谷文書第一-55。仲間商人の積荷が多く、茶・紙・繰綿は「本」で数えられ、砂糖の運搬単位は「樽」、その以外の荷物は「箇」と書かれる。ここで、箇の単位をもって荷物の量を示す。なお、史料の中で、本・樽・箇の重量は明記されない。

12) 小谷文書第三-114。

13) 東京都公文書館所蔵「商事慣例調」（明治 22 年農商課）の復刻である。「維新前東京諸問屋商事慣例」（1957 年、東京都都政史料館刊）として復刻されるが、底本の校訂を再度行い、原本を完全に復刻したものである。明治 22（1889）年東京砂糖問屋組合を対象とする「御諮問条項中御答書」の廿四答に、「荷造法ニハ別段変更ナシ、只以前ハ一樽正味八十斤入ト云フ荷多カリシガ、近年ハ乱目ノ樽多分トナレリ」という記載がある〔東京都（編）1995：240〕。

14) ふつう、160 匁を 1 斤とする。約 600 グラム

天保7(1836)年正月から7月13日まで仲間商人が海上で運ばれた仕入品の総量は745.199駄、約125,752 kg<sup>15)</sup>である<sup>16)</sup>。ここから、全体の仕入荷物における砂糖の割合が圧倒的に多くなったことが確認できる。

幕末砂糖仕入の規模とその品目は、表1と表2に示された文久元(1861)年、文久2(1862)年諸船の運送荷物の一部から確認できる。

表1により、文久元(1861)年四つの船に運ばれた仙台薬種仲間商人の仕入品を見てみよう。領外仕入砂糖の品目について、白・黒砂糖と書いたもの、紀州黒(紀州黒砂糖)、和製の香蜜・蜜<sup>17)</sup>や飛雪・初雪・唐雪・白飛<sup>18)</sup>や和三<sup>19)</sup>、砂糖漬けもの(天門冬・生姜漬)があげられる。前述により、寛延3(1750)年以降黒砂糖の輸入はほとんど見られなくなり、文化・文政期(1804~1830)ごろ白砂糖の国内での自

に当たる。

15) 駄は運搬の単位であって、1駄は40貫目とされる〔仙台郷土研究会(編)1991:48〕。明和2(1765)年仙台北城下仲間商人と石巻廻船の船手との相談を行い、1駄40貫目に統一した記述もある〔渡辺2002:264〕。しかし、仲間記録〔仙台市史編さん委員会(編)1997:170〕から、文政12(1829)年に至っては、1駄はすでに45貫目となったことが確認できる。ここで1駄45貫目にする。1貫目はまた3.75kgで換算する。

16) 小谷文書第三-102。

17) 日本各地の和製砂糖は、白砂糖・白下糖・蜜などを主としている〔樋口1935:115, 119, 124〕。

18) 幕末和泉・河内地方の産糖を江戸に直接移出する場合、白砂糖には天光、上光、雪などの荷印を付したものがあつた〔樋口1935:124〕。

19) 表1に示された文久元(1861)年宝雄丸の積荷の中で、紀伊国屋喜兵衛が仕入れた和三、つまり和製三盆砂糖が確認できる。近世砂糖について、三盆砂糖は奢侈品として扱われる。文化期(1804~1818)讃岐(高松藩)は白糖(和製砂糖)の生産地帯として「讃岐三盆白」の名声をあげた。

給もほぼ可能になるため、文久元(1861)年の船に運ばれた白・黒砂糖も国産のものと考えられる。積荷における砂糖の割合を見ると、得重丸は98.4%、三好丸は89.8%、宝雄丸は73%くらい占める。

次、表2を見ると、文久2(1862)年冬勢吉丸と天光丸に運ばれた薬種仲間商人の荷物の中で、「砂糖」のみと書いたもの(14.361駄)、黒砂糖(110樽<sup>20)</sup>と8.337駄)、白砂糖(10樽=3.422駄)、白下砂(2樽)、初雪(50樽)・天光(45樽)・飛一(10樽)、蜜砂(2樽)が確認できる。その品目は文久元(1861)年のものとはほぼ同じであり、積荷における砂糖の量も圧倒的に多いと言える。

明和8(1771)年、天保7(1836)年の事情と比べて、文久期仙台薬種仲間商人の手を経て領外から移入された砂糖の主流は相変わらず白・黒砂糖であるとともに、砂糖漬けもの(天門冬・生姜漬)や多様な和製砂糖(三和盆、初雪・唐雪・飛雪・天光・飛一・白飛、蜜砂・香蜜・蜜)の増加が著しい。

以上の考察を通じて、全国砂糖の生産と流通が拡大する中で、領外砂糖の仕入は仙台薬種仲間商人の重要な商売内容となったことが明らかとなった。領内砂糖流通の担い手である仙台薬種仲間商人の仕入事情を見ると、国産仕入品の増加に特徴づけられた領内砂糖取引の繁盛も推測できよう。これは、砂糖の特産地でもない、全国砂糖集散の中心でもない地方領国の流通実態と考えられる。

20) 荷物の重さは「樽」と数えられたが、これは統一したものではない。例えば、八幡屋一次の仕入品たる黒砂糖10樽は5.32駄であるが、大黒屋嘉蔵の黒砂糖10樽は5.38駄である。そして、針生屋林松の初雪5樽は1.711駄であるが、針生屋権十郎の初雪5樽は3.422樽である。

表1 文久元（1861）年仙台薬種仲間商人の海上運送荷物の一部

（運送量の単位：駄）

仙台薬種 仲間商人	諸船の積荷														注		
	八雄丸			得重丸				三好丸				宝雄丸					
	積荷 総量	積荷の内容		積荷量		積荷の内容		積荷量		積荷の内容		積荷量		積荷の内容			
		砂糖類	その他	総量	砂糖量	砂糖類	その他	総量	砂糖量	砂糖類	その他	総量	砂糖量	砂糖類		その他	
池田 勘兵衛	1.711		赤にし 5丸	0.660													
小西 利右衛門	2.135	蜜3樽	薬4樽	15.000	15.000	黒砂糖 30丁		9.422	8.622	黒砂10樽 白飛5樽 香蜜3樽	薬種3箇 (0.8)	12.107	11.364	黒砂	厚朴唐2樽 (0.268) 薬種2樽 (0.475)		
小谷 新右衛門	3.903		蠟10丸					13.163	8.714	黒砂10丁 (5.384) 薬種3箇 初雪10樽 (3.33)	蠟10丸 (3.911) 薬種3箇 (0.235) 小間物1 (0.303)	0.600	0.600	天門冬・ 生姜漬: 4箇			
大和屋 久兵衛								0.395			薬種1箇 (0.395)						
針生屋 林松				16.670	16.670	黒砂糖 30丁		7.732	6.844	白砂10樽	薬荒却 4箇	5.520	5.520	黒砂10丁			
小西屋 利兵衛	5.612		茶22本 紙4箇					3.422	3.422	白飛10樽		3.333			茶10樽		
紀伊国 万兵衛								1.653	1.653	黒砂3本		1.708	1.708	飛雪・初 雪:5樽			記録は1.77 駄。銀高で 換算すれば、 積高は1.708 駄。
金野屋 慶次郎								0.277			香附子 1箇 (0.277)						
小西屋 松兵衛								6.844	6.844	白砂20樽		11.515	11.515	黒砂20丁			
渡邊 善三郎								0.133			上關印 1箇	3.262					膠、茶、 蘇木、長■ 香、あい蠟
菅野屋 喜兵衛	8.030	砂糖13	茶4櫃 傳■物 1つ					5.570	5.570	黒砂10丁		7.164	7.164	黒砂10丁 天門冬 1樽 生姜漬 2樽			記録は6.164 駄。銀高で 換算すれば、 積高は7.164 駄。
安藤屋 新之助	0.144	生姜漬 1つ						10.928	10.928	紀州黒 10丁 (5.528) 黒砂10丁 (5.4)							
八幡屋 一次								3.426	3.426	白飛10樽		5.712	5.712	黒砂10丁			
大黒屋 嘉蔵								5.252	5.252	黒砂10樽		7.031	7.031	黒砂14丁			
佐藤屋 栄治												0.755	0.755	唐雪2樽			
庄子 与兵衛	0.666		干物取合 蘇木6樽									0.577					荒物 伊平具
桜井伊助	0.477		薬2樽 干物1箇									8.199					高松・青粉・ 猿の■・安 息香・木ぞ く(賊)・赤 柄:1.088 赤にし20 俵:7.111
紀伊国屋 喜兵衛												1.986	1.986	和31樽 砂糖積 1樽 天門冬 生姜漬			

表1 つづき

仙台薬種 仲間商人	諸船の積荷														注	
	八雄丸			得重丸				三好丸				宝雄丸				
	積荷 総量	積荷の内容		積荷量		積荷の内容		積荷量		積荷の内容		積荷量		積荷の内容		
砂糖類		その他	総量	砂糖量	砂糖類	その他	総量	砂糖量	砂糖類	その他	総量	砂糖量	砂糖類	その他		
小西屋 善兵衛															看板	
高橋屋 次兵衛	1.700		取合2箇												丸散1箇 (0.282)	
佐々木屋 重兵衛	1.164		蠟3丸												晒蠟3丸	商家菅野屋 喜惣治の積 荷。
長野屋 慶次郎	0.878		薬3箇													
堺屋 庄八郎	0.805															
小西屋 松兵衛				10.000	10.000	黒砂糖 20丁										
合計	27.225			42.330	41.670			68.217	61.275					73.084	53.355	

(出典) 小谷文書第三-118 覚 大町五丁目大黒屋云々 (仲間印形帳) より作成。

注: 文久元 (1861) 年海上運送荷物の重量について、1駄は45貫目にする。

### 3. 近世中後期仙台領内砂糖の流通問題と仲間の対応

#### 3.1. 仙台薬種仲間の概略

まず、仙台薬種仲間 (以下、「仲間」と省略) はどのような商人組織であるのかを簡単に説明しておきたい。

仲間を検討する際、先駆的な成果として [朴 1991], [朴 1992], [朴 1995], [朴 2003] の研究があげられ、これらに依拠して組織変遷の過程を見てみよう。万治 2 (1659) 年、領外から唐薬種の仕入を行う薬種商人たちは私的仲間組織を作り上げた。享保 11 (1726) 年、仲間は仙台産薬種の集荷及び輸出独占の特権を獲得し、宝暦 10 (1760) 年、薬種と「薬種附品」(砂糖、紙、瀬戸物、荒物など) の領外仕入独占権を取得した。その後、株仲間に加わった成員にとって、領外薬種・「薬種附品」の独占仕入と仙台産薬種の独占移出は可能となった。

上記の先行研究における仲間の検討は、領主権力に結びつく商人資本の解明を目的として行われたものであり、独占仕入権の取得・保持、及びこの特権を行使して「密荷」(仙台北下に運び込まれることなく藩内に流通する商品) の

取締・アウトサイダーの仕入活動の排除、といった仕入商品の流通問題に取り組む仲間の活動が明らかにされている。しかしながら、近世中後期以降全国の商品流通構造における国産品の輸入品代替化の展開、流通の活発を背景に、領外の商品仕入を行う仲間商人にとって、領内在方商人などのアウトサイダーの仕入活動を押えつつ、全国の商品流通構造の変化に対応し、そこで現れた新しい流通問題の解決や、これまでの仕入と販売秩序の調整などが重要な課題となった。仲間という組織が、そこでどのような集団活動を行い、成員の仕入活動を補助していたのか明らかにされなければならない。本節では、この視点から仲間の検討を行おうとする。

#### 3.2. 十八世紀後半領内砂糖不正売買と仲間の取締

前述したように、宝暦 10 (1760) 年、仲間は薬種のみならず、砂糖、紙、瀬戸物、荒物を含める諸領外商品の独占仕入権を取得した。成員たちの取り扱いの中心は薬種であったが、砂糖の独占仕入商売も兼業できた。当時、砂糖専業商人はまだ仲間には組み込まれていなかった。以降、国内各地の製糖の発展と流通規模の拡大

表2 文久2(1862)年冬仙台薬種仲間商人の海上運送荷物の一部  
(運送量の単位: 駄)

仙台薬種仲間商人	諸船の積荷					
	勢吉丸			天光丸		
	積荷総量	積荷の内容		積荷総量	積荷の内容	
		砂糖類	その他		砂糖類	その他
小西利右衛門	11.125	黒砂 20 樽	青粉 1 樽	5.892	黒砂 10 樽	ヒマシ油 1 樽 ■ 1 箇
小谷新右衛門	10.411	黒砂 10 樽	生蠟 10 丸 薬種 3 箇 筵巴 1 箇	9.311	黒砂 10 樽	生蠟 10 丸
菅野屋喜兵衛	6.540		大絵 10 樽 茶 3 櫃	7.042	黒砂 10 樽	茶 5 櫃
櫻井伊助	0.370		薬種 1 箇	8.337	黒砂 15 丁	
針生屋林松	1.711	初雪 5 樽				
小西屋利兵衛	1.711	初雪 5 樽				
紀伊国屋喜兵衛	14.361	砂糖 30 樽				
近江屋啓五郎	0.152		ホルトニ 1 箇	0.050		ホルトニ 1 箇
小西屋松兵衛	3.422	天光 10 樽				
小西屋久左エ門	4.297	飛一 10 樽		1.711	天光 5 樽	
高橋屋次兵衛				1.737	初雪 5 樽	
安藤屋新之助	5.000	初雪 5 樽 天光 10 樽				
川村屋長兵衛	1.711	初雪 5 樽		1.711	天光 5 樽	
八幡屋一次	5.320	黒砂 10 樽				
大黒屋嘉蔵	5.380	黒砂 10 樽				
大黒屋敬次郎	5.588	黒砂 10 樽	秤 1 丁	3.422	白砂 10 樽	
針生権十郎	3.422	初雪 5 樽				
沼田屋平蔵	3.168	天光 5 樽 蜜砂 2 樽	茶 1 櫃	8.132	黒砂 10 樽 白下砂 2 樽	茶 5 櫃・1 本・1 壺
吉岡屋儀八	3.377	初雪 10 樽		8.803	黒砂 10 樽 (5.915)	蠟 8 丸 (2.502)
畠屋正吉	6.848	初雪 10 樽 天光 10 樽				
合計	93.914			56.148		

(出典) 小谷文書第三-118 覚 大町五丁目大黒屋云々(仲間印形帳)より作成。  
注: 文久2(1862)年海上運送荷物の重量について, 1 駄は 45 貫目にする。



に連動し、仙台領内の砂糖取引が活発となり、仲間外人による不正売買も多くなった。仲間にとって、領内砂糖流通秩序の安定化が新しい課題となった。これに対し、仲間は砂糖専門商人の組織加入によって事態に対処した。この事情は次のようなものである。

十八世紀後半仲間外人による砂糖不正売買及び仲間の対応に関して、明和7(1770)年10月「肴町閨屋八郎治砂糖直売御仲所より申来諸始末之一條」、安永8(1779)年7月～同9(1780)年4月「大町四丁目大丸屋三蔵砂糖直仕入咎メ紙面掛合ヨリ仲間加入迄之一條」、天明元(1781)年11月「太田屋庄七砂糖直仕入咎メ申出往復一條」、寛政6(1794)年8月「最上商人砂糖類直売相聞得候ニ付肴町右宿々江法度申断一條」、寛政7(1795)年2月「三津屋甚作殿黒砂糖拾挺直仕入之儀ニ付委細相受合候一條」という五つの例<sup>21)</sup>を挙げることができる。仲間は、不正売買の案件を処理する中で、次第に砂糖専門商人の仲間加入を許すようになった。

安永8(1779)年7月～同9(1780)年4月大町四丁目大丸屋三蔵の砂糖不正仕入の案件においては、大丸屋は砂糖商売のみを取り扱うが、藩から薬種商売用の「御判紙」を受け取ることによって、はじめてその加入の要請が仲間当番に受け入れられたのである。それに対し、寛政7年(1795)三津屋甚作の例では、砂糖専門商人の加入が正式に認められた。寛政7(1795)年2月27日付けの仲間記録<sup>22)</sup>がその事情を物語っている。

大町四丁目三津甚作殿直仕入黒砂糖之儀ニ付受合より仲間入まで左之通

三津屋甚作殿直仕入黒砂糖拾挺駄送附込ニ付小当番小西利右衛門方より品々受合候処、此

21) この五つの例はすべて小谷文書第一-71の記載を引用したものである。

22) 小谷文書第一-71。

度大坂表より被相送候品ニ而御仲間御格合初心ニ付不念之段被申聞候間、右砂糖拾丁江先以皆掛相改印符相付同人江相渡置吟味仕候処、御同人より仲間加入之上、右商売被致度候間、加入之首尾致呉候様申成左候ハ、砂糖斗之御商売ニ而御加入ニ候成、又薬種人参等も御商被成候ハ、薬種看板袋被相掛製薬引出シ等被相備置御商売可被成之旨申断受合候処、砂糖斗之商売ニ而外薬種一切商売不仕如斯之上者、和薬等相調候節茂御仲間江御相談之上相調可申段被申聞、仍之右之申合ヶ條証文請取置、仲間吟味之上加入相済申候事已来、右之振合を以首尾仕候筈申定候事

要するに、仲間は、領内砂糖取引の独占的地位を固めようとして、砂糖専門商人の仲間加入を許可し、彼らの取締ができた。その後、仲間組織は、薬種を中心に、多様な商品を取り扱う特権商人集団へと変化していくことになったのである<sup>23)</sup>

### 3.3. 天保期以降領内砂糖の流通問題と仲間の対応

#### 3.3.1. 仲間の独占仕入権の再公認と確保

天保6(1835)年の頃、仲間商人の砂糖取引状況を見ると、その仕入不足、またこれを原因に引き起こした販売価格の高騰が確認できよう。天保6(1835)年正月仲間商人15軒<sup>24)</sup>から町検断青山五左衛門に提出された「砂糖方願書」<sup>25)</sup>をもとに、領内砂糖取引問題及び仲間の対応策を考察してみよう。

23) 以降、砂糖商人のみならず、茶・瀬戸物・紙等を扱う専門商人も組織に加入した。

24) 星久四郎、池田屋勘兵衛、日野屋仁兵衛、小西利右衛門、西村屋右衛門、庄子与兵衛、伊藤傳三郎、佐藤屋栄治、小谷新右衛門、三好源八、菅野屋喜兵衛、櫻井伊助、針生屋林松、伊藤屋傳右衛門、大和屋栄助。

25) 小谷文書第一-30。

乍恐口上書を以奉願上候御事  
拙者共仲間商物砂糖類天保式年卯ノ正月中より五ヶ年之間御国産御取行ニ相成、仲間之内八軒ニ限砂糖問屋御用達被仰付直仕入被相免売買罷有申候處、当年御年明ニ相成申候間、如已前之仲間一統直仕入手広商売仕候様被成度奉願上候、右砂糖類之義ハ、葉種付之内金高重之商売物ニ而、先年ハ御隣国江大高相捌、拙者共仲間一統賑潤沢ニ罷成居候處、文政五年より十ヶ年之間、南町星久四郎為御引立之御年限を以右砂糖類一手ニ被相免候ニ付而ハ仲間一統迷惑罷成居候處、無間も拙者共仲間八人ニ限直仕入被相免候ニ付てハ決ト罷成、分而近年砂糖類引続上方相場莫大ニ引揚ケ、先年之三ヶ忝式もふ相備商売ニ而、是迄御隣国等へ売捌候処ヲ近年ニ至候てハ、却而御隣国等より買調候様成段、御城下衰微之根本ニ有之、猶又拙者共仲間之内八人ニ限直仕入被相免御運上被召上候處、元方高直之品々へ御運上被召上、先年ト違、近年荷高も格別相減候方より、壹ヶ年之仕入高へ割合候得ハ、壹樽ニ付銀拾匁余も高直ニ相成、仲間之者共商売可仕様無御座、歎敷義奉存候間、如前々之手広ケ商売仕候様被成候度奉願上候、如願之仲間一統被相免候ハ、何分差働不少之荷高相捌候ハ、自然相弛之下直ニ罷成候根元ニ御座候、是迄之様八人ニ限直仕入被相免置候而ハメ括ニ罷成、諸人難義不輕商道窮屈ニ罷成申候、且是迄之通直仕入被相留置候事ニ而ハ、拙者共仲間之内江戸問屋手前より大金引負等も数人有之候處、右砂糖引続商売仕居候得ハ、順繰ニ取引相成居候ニ付、御年限明ニ相成候ハ、如先年之取引仕候間其間見繼呉候様、江戸問屋へ申出聞済ニ相成居候處、何時迄も直仕入不被相免事ニ而ハ、商道情合も無之、引負金江戸問屋共より嚴重ニ催促相受候義ハ見得渡り、拙者共義ハ売買引続不申候得ハ、毎年之貸込催促可仕様も無之決ト指迫難義仕候義ニ御座候間、御慈悲之御吟味を

以、拙者共仲間一統永続仕候様、先年之通直仕入被相免商売融通仕候様御吟味被成度、不願乍憚拙者義當番ニ付、如此奉願上候已上

まず、仲間商人の記述を通じて、文政5(1822)年以前から天保6(1835)年まで領内砂糖取引の事情を知ることができる。つまり、文政5(1822)年以前から、砂糖の独占仕入を行う仲間商人は、領内のみならず、大量の砂糖を隣国に販売して、大きな商業利益を獲得したというのである。ここから、成員の取り扱いにおける砂糖商売の重要性がわかる。一方、取引の繁盛を背景に、宝暦10(1760)年仲間全員を対象として付与された砂糖の独占仕入権は、文政5(1822)年から十ヶ年仲間商人星久四郎の砂糖一手仕入の公認によって一旦奪われた。天保2~6(1831~1835)年、仲間商人8軒<sup>26)</sup>は砂糖御用達として勤め、星久四郎のかわりに五ヶ年砂糖独占仕入活動ができた。しかしながら、天保飢饉を原因に、国内砂糖生産不足と値段高騰の問題を引き起こし、仲間商人の領外仕入量とも不足となった。なお、元来隣国に砂糖を売り出す仲間商人がかえって隣国から砂糖を調達するようになったというのである。仕入量の減少を原因に、領内取引価格の引き上げは推測できよう。

その状況を受けて、天保6(1835)年正月、仲間組織全体は砂糖独占仕入の公認を懇願し、成員の取引問題を解決しようという。この願書の記述によると、天保2(1831)年から仲間商人8軒は砂糖御用達として任命され、仕入の一手引受を行ったが、領内取引量の減少と運上金の上納を原因に、この8軒の負担が大きくなった。領内砂糖販売価格の引き上げ問題については、仕入に課された運上金は重要な原因という

26) 小谷文書第一-39により、仲間商人8軒は、日野屋仁兵衛、小西利右衛門、西村屋右衛門、庄子与兵衛、伊藤傳三郎、小谷新右衛門、菅野屋喜兵衛、小西源八である。

ものであった。天保6(1835)年正月、仲間商人はこの問題と原因を強調し、組織全体を対象に、砂糖独占仕入の公認要請を打ち出した。彼らは、仕入商売の全員参入を通じて、入荷量の増加と販売値段の低減を期待したのである。この嘆願に引き続いて、同年(1835)10月の再願<sup>27)</sup>が行われた。同12月、仲間は奉行所から砂糖独占仕入権の公認をうけた。町検断宛の下知<sup>28)</sup>から、その結果について読み取ることができる。

#### 砂糖方御下知

葉種中間商物砂糖類天保二年より五ヶ年之内御国産方御取行ニ相成、中間之内八軒ニ限砂糖問屋御用達被仰付直仕入商売罷在候處、当年までニ而御年限明ニ相成候間、如前々之仲間壱統へ直仕入手広ニ商売仕候様被成度旨、葉種中間当番願申出被申聞被仰達候處、如願之来年より一統直仕入被相免旨御奉行衆被仰渡候條、其心得可被申渡候御断候已上

仙台藩の場合、仲間に砂糖仕入権を付与する理由について、仲間の取締による領内砂糖価格の安定を期待したからと考えられる。周知のように、天保年間以降、飢饉を引き金とした全国物価の高騰をもたらし、幕末まで続いた。天保6(1835)年正月仲間は砂糖独占仕入権を求める際、全員の仕入引き受けによって、砂糖販売価格の低減というメリットは強調されたのであった。天保13～弘化3(1842～1846)年、藩から仲間に通達された商売物値段引下げの下知は何回もあり<sup>29)</sup>、安政4(1857)年白砂糖値段の引き下げ<sup>30)</sup>、文久元(1861)年以降砂糖値段

の取締<sup>31)</sup>という下知も多かったのである。

天保7(1836)年以降、仲間商人全体は組織を結束し、砂糖独占仕入権の確保における集団活動を展開した。「弘化四年星久四郎砂糖一手荷入問屋願申上御吟味難被成下壱件留帳」<sup>32)</sup>という記述からも、仲間商人星久四郎の砂糖一手問屋の要請が差し止められたことがわかる。弘化4(1847)年、星久四郎は一手問屋の願を二度<sup>33)</sup>申し出たが、いずれも仲間の反対で叶えられなかった。仲間商人星久四郎のみならず、仲間外人から砂糖仕入一手問屋を求める動きも見られる。嘉永3(1850)年仙台大町貳丁目商人星源兵衛の十ヶ年砂糖一手問屋の願<sup>34)</sup>、翌年(1851)仙台大町四丁目商人寺村庄蔵と江戸今井与八郎の「砂糖類一手商売三ヶ年御免」の願<sup>35)</sup>、安政6(1859)年大町五丁目松浦屋作右衛門2,000両の献金による砂糖一手問屋の願<sup>36)</sup>という例を挙げることができるが、いずれも仲間から差し止められた。

#### 3.3.2. 仕入砂糖の共同運送活動と仲間仕法の整備

天保6(1835)年の下知によって、仲間全員を対象として砂糖の独占仕入活動は許可された。以降の組織動向をみると、砂糖の独占仕入を扱う仲間商人の結びつきは強くなったことが確認できる。先述したように、仲間商人は砂糖を含める領外仕入品の海上共同運送を行ったが、天保7(1836)年から、仲間はあらためて砂糖の運送に関する仕法を整備し、独占仕入を行う成員の協力関係はかためられようとしたの

27) 小谷文書第一-21。天保6(1835)年10月7日「御直入砂糖方仲間一統和談ニ相成追訴相至リニ付寄合」という記載がある。

28) 小谷文書第一-21。

29) 小谷文書第三-117。

30) 小谷文書第三-119。

31) 小谷文書第三-118。

32) 小谷文書第三-122。

33) 小谷文書第一-43の記録により、弘化4(1847)年4月、6月星久四郎の砂糖一手問屋の要請が見られる。

34) 小谷文書第三-113。

35) 小谷文書第一-93。

36) 小谷文書第三-119。

である。天保7(1836)年2月19日「砂糖積方ニ付船手備金并難事補ひ儀定申合」という仲間記録<sup>37)</sup>から、「船手備金議定」と「難事補ひ儀定」を整備する仲間組織の動きがわかる。この詳細は次のようなものである。

まず、「船手備金」は船積の備金と理解でき、以降仲間の記録には、「積金」というものと考えられる。「船手備金議定」の詳細はわからないが、天保7(1836)年積金取り立ての例を通じて、この仕法の一端をみよう。同8月作成された「砂糖中間積金取集簿」<sup>38)</sup>という帳簿の中には、「天保七年正月より六月迄積下候砂糖荷

物石ノ巻并銚子廻シ共ニ両所荷宿調書申出を以積金取調左之通」という記述が残され、ここから、同年(1836)正月から同6月まで江戸から銚子經由また石巻經由で仙台城下に移入された砂糖を対象に、積金の取り調べが行われたことがわかる。表3に示されるように、仲間商人14軒は仕入量を基準に積金を納めたのである。一般的にいえば、砂糖1樽で銀2.5匁の積金が取立てられるが、和製黒砂糖の場合1樽の量は銀1.5匁が納められる。仕入砂糖の品目について、そのうち「出嶋」と名づけられたものは輸入品と考えられ、仕入量は233樽であって、全

表3 天保7(1836)年正月～6月砂糖の仕入量と積金の取集

通し 番号	商家	石巻			銚子廻シ			合計			注	
		砂糖	仕入量 (樽)	積金銀 (匁)	砂糖	仕入量 (樽)	積金銀 (匁)	仕入量 (樽)	積金銀 (匁)	積金		
										金		銀
1	小西利右衛門	白黒取合	110	275	黒砂糖	17	42.5	137	332.5	6兩	2匁5分	和黒砂代30文は積金計算に略された。
		和黒	10	15	和黒砂	20丁	代30文					
2	小西源八	大字出嶋□ 砂糖取合	201		白黒取合	163		364	910	15兩2朱	2匁5分	
3	小谷新右衛門	白黒砂糖取合	113		白黒取合	37		150	375	6兩1歩		
4	針生屋林蔵	白黒取合	203	507.5	白黒取合	101	252.5	374	865	14兩1歩2朱	2匁5分	
		和黒	50	75	和黒	20	30					
5	西村庄右衛門	白黒取合	165	412.5	白黒取合	90	232.5	260	645			合計積金650匁と記載間違った。
					和黒	5						
6	佐藤屋栄治	出嶋白黒 取合	32		白黒取合	10		42	105	1兩3歩		
7	庄司与兵衛	白黒取合	52	130	白黒取合	6	15	63	152.5	2兩2歩	2匁5分	
		和黒	5	7.5								
8	桜井屋伊助	白黒取合	21		白黒取合	10		31	77.5	1兩1歩	2匁5分	
9	星久四郎	白黒取合	6	15				6	15	1歩		
10	菅野屋喜兵衛	白黒取合			白黒取合			468				合計468樽の内和黒は50樽。
11	伊藤傳三郎	白黒取合	53	132.5				53	132.5	2兩3朱	1匁2分5厘	
12	日野屋仁兵衛				白黒取合	30	75	30	75	1兩1歩		
13	伊藤屋右衛門	白黒取合	30	75			75	30	75	1兩1歩		
14	松浦屋権兵衛	白黒取合	18		白黒取合	18		36	90	1兩2歩		
合計								2,044				

(出典) 小谷文書第三-114「砂糖中間積金取集簿」より作成。

注：砂糖の積金を取り立てる基準について、普通は砂糖1樽で銀2.5匁を納めるが、和製黒砂糖は1樽で銀1.5匁を納める。

37) 小谷文書第一-12。

38) 小谷文書第三-114。

体(2,044樽)の1割のみを占めたのである。

天保7(1836)年以後、従来ほかの仕入品目を扱うため仲間に加入した商人の場合、砂糖仕入の新規参入を要請する際、規定通りに積金を上納する必要がある。この上納が必要となる理由は、天保11(1840)年9月砂糖商売の加入を希望する紅屋彦兵衛の例をみよう。文政11(1828)年荒物・合葉仕入を目的として仲間に加入した紅屋彦兵衛は、積金を上納しなかったため、砂糖商売の参入が許されなかった。この事情に関する仲間記録に「紅屋彦兵衛殿砂とう商売被成度由申出候ニ付、積金差出不申者、相成不申処相断置候処、積金の定無之時節ニ加入致居候間、御一篇ニ而商売致候処、<sup>(カ)</sup>憚而申入候ニ付、同十日詮義ニ及候処、追々船々へ立替金も有之尤船々小廻し等造作も取かかり候願等も相出居入料不軽事ニ而、是迄相定候積金差出シ不申而者直積相成不申訳ニ曉ト相断候処吟味相成候事<sup>39)</sup>とあり、仲間商人の積金は、仕入砂糖運送金の立替、小廻船<sup>40)</sup>造作金の前貸に使われたことがわかる。

次に、「難事補ひ儀定」、すなわち海難補償金の規定をみよう。この詳細はわからないが、万延元(1860)年通天丸の破船事故を処理する例から、処理仕法的一端を考察してみる。当時、薬種仲間を含める仙台北下仲間商人らは、仕入荷物の重量を基準に難船通天丸の船手に手当(海難補償金)を差し出すことを取り決めた。この場合、「大凡荷高百三拾駄程積入候中ニ而金貳拾五両手当出し候事ニ御吟味相決候、且砂糖胡粉赤にし等之類ハ余荷物一同之御割合ニ而ハ、御荷主方御迷惑ニ付、右者五割下ケを以手当出し候方と吟味仕候間<sup>41)</sup>という決定に従い、砂糖等「余荷物」を対象に、手当金を5割下げにすることとされていた。

39) 小谷文書第一-50。

40) 小廻船とは、仙台領内石巻から塩竈まで荷物運送用の船である。

41) 小谷文書第三-120。

以上、仕入砂糖の共同運送に連携した仲間商人は、積金及び海難補償金の組織仕法を整備することによって、運送リスク及び負担の軽減はできたのであろう。この仲間仕法のメリットについては、嘉永4(1851)年の例から確認できる。同7月、仲間は町検断宛ての願書<sup>42)</sup>を提出し、仲間外商人寺村庄蔵と江戸今井与八郎の「砂糖類一手商売三ヶ年御免」の願を差し止めようと動いた。当時、仲間商人は、仲間外商人の砂糖一手問屋仕法のデメリット、つまり砂糖販売価格の不安定性を強調した。同願書に、この不安定性を引き起こす幾つの理由があげられ、その一つは仲間外商人の仕入砂糖の運搬において、「万壺難船有之候共、拙者ども仲間中間船へ一集ニ積入候物ニも無御座、無事着之者兼而之値段ニ売捌キ候所へ難事ニ罷成候者高直ニ売捌旨迎買人有之ものニも無御座」という問題が潜んでいるというものであった。逆に言えば、仲間外商人と比べ、仲間商人は、仕入砂糖の共同運送と難事の損失負担に連携するため、安定した販売値段は維持できた。

### 3.3.3. 幕末領内砂糖取引の取締

天保6(1835)年、仲間全員を対象として砂糖の独占仕入権はあらためて付与された。以降、仲間組織は、砂糖流通の独占的地位を維持するため、領内砂糖販売価格の取締・取引秩序の安定化は重要な課題となり、この活動内容は次のようなものである。

仕入砂糖は領内市場に流通される際、この卸売と小売の価格は仲間商人の協議によって取り決められた。天保11(1840)年10月10日仲間寄合廻文の中に「砂糖類売直段之儀ニ付御吟味在之候」、「砂糖直段入札平均左之通相立候事」、「不同無之様商売致被成申合候事」、「入札黒砂糖白砂糖落札左之通」という記述<sup>43)</sup>が残さ

42) 小谷文書第一-93。

43) 小谷文書第一-50。

れている。つまり、仲間商人は集会に仕入砂糖の入札を行い、その価格を平均して領内の卸売価格を取り決めたというのである。なお、弘化2(1845)年2月7日の例においては、砂糖を扱う仲間商人16軒は「砂どう直段小売不同在之候而者不相濟事ニ付品々吟味左之通」<sup>44)</sup>という「砂糖方寄合」を行い、領内砂糖小売値段を取り決めた。

天保7(1836)年以降、領内拡大しつつあった砂糖の流通を取り締まるため、仲間は砂糖商人の組織加入という対策を改めて講じた。前述したように、寛政7年(1795)以降、仲間は、領内砂糖取引の取締を目的として、砂糖専門商人の仲間加入を許可したのである。しかし、文政5(1822)年から十ヶ年仲間商人星久四郎の砂糖一手仕入、天保2~6(1831~1835)年仲間商人8軒の一手引受を原因に、組織全体の独占仕入権は奪われ、砂糖専門商人の仲間加入は見当たらなくなった。天保7(1836)年になると、仲間全体を対象に独占仕入権が再び付与されたゆえ、砂糖商人の仲間加入を手段として、領内砂糖取引に対する取締は可能となった。以降、組織内の薬種商人の主導下、砂糖商人の仲間加入は盛んに推し進められてきた<sup>45)</sup>。天保7~慶応元(1836~1865)年、砂糖商売を目的として仲間に新規加入した商人は合計39軒である。この結果、幕末仲間成員の構成について、砂糖商人が圧倒的に多いという特徴がつけられた。文久2(1862)年仲間商人55軒のうち、砂糖専門商人は28軒であり、半数以上を占めた<sup>46)</sup>。

44) 小谷文書第一-22。

45) 組織の中で、薬種商人は全体運営の主導権を握り、砂糖商人の仲間加入を許可したにもかかわらず、彼らの薬種商売の参入は許されなかった。仲間の組織構造と運営に関する検討は、別稿で詳しく展開する。

46) 小谷文書第一-91『諸式当座帳』の「仲間人数覚」という記載から確認できる。なお、文久2(1862)年仲間商人55軒の中で、薬種を取り扱う商人は19軒である。そのほかは、荒物・

文久元(1861)年に至っては、仲間は、「砂糖小売店」という小組を組織に設置し、砂糖流通の取締を徹底しようとしたのである。この設立意図は、仲間商人に廻された通達<sup>47)</sup>の内容から読み取ることができる。

猶以先日御寄合之御御吟味仕候通当時不始末ニ而砂糖小売いたし候名前(砂糖小売店7軒略)

右人数之分砂糖唐売被致小売店掟夫々為申間候得とも彼是と申間不締之儀ハ、先日御吟味仕候通ニ御座候間、猶吟味之上取締不相乱様仕度候間、当時吟味中右之人数江御売方被下様仕度、此段御通達仕候、右者全く本仲間江加入為致候訳ニ者無御座候、本仲間外小売店掟之義為申間、古例通取始末相定訳ニ御座候間、追而当方より御通達仕候迄、御売留可被申、御心得のため、此段共申上候以上

通達の記載により、文久元(1861)年頃、領外砂糖仕入を取り扱う仲間商人は、砂糖小売店7軒の「不始末」とされた商売実態について取り調べた結果、その対応策として「砂糖小売店」の設置を決めた。この小組は組織全体の一部として組み入れられたが、「本仲間」(組織内の薬種商人集団)の外部に置かれ、薬種商売の参入は厳しく禁止された。

以上、天保7(1836)年から幕末まで、仲間は領内砂糖取引の取締を行い、その独占的地位を維持しようとした様子は明らかとなった。

## 4. 仙台薬種仲間の特性

### 4.1. 大坂薬種問屋の動向

以上、近世中後期活発化した砂糖取引に対する取締や、成員の仕入問題の解決における仙台

茶などの仕入を行う商人である。

47) 小谷文書第三-120。

薬種仲間の集団活動を明らかにした。次、中央市場の流通機構と大きく異なる姿を取った仙台といった地方領国の株仲間のありようを検討するため、砂糖を扱う大坂・江戸薬種問屋と仙台薬種仲間との比較を行おうとする。

近世の砂糖流通はほとんど大坂を中心として行われていた。大坂市場においては、国産砂糖の流通拡大につれて、和製砂糖・黒砂糖を取り扱う問屋・仲買の分立は進められ、従来輸入砂糖の荷受けを扱う大坂唐薬問屋の市場的地位は低下してきた。この詳細は下記の通りである<sup>48)</sup>。

大坂市場で取り扱われた砂糖は多様であり、唐紅毛糖、各地和製砂糖（白砂糖）、島津（薩摩藩）黒砂糖の三種に大別できる。これに対応するかのようには、唐紅毛糖には唐薬種問屋があり、享保9（1724）年その問屋株が成立していた。島津黒糖には薩摩問屋があったが、天保2（1831）年、薩摩藩が領内産出砂糖を一手蔵屋敷入札販売に改めたため、大坂砂糖問屋としては和糖問屋のみが存続することとなった。

大坂に廻着した各地の和製砂糖には、すでに享和（1801～1804）のころ、その荷受業者が出現していた。和製砂糖の大坂廻着高が急増した文化年間（1804～1818）になると、そのおもな荷揚場所となった西道頓堀川岸に、もっぱら和製砂糖を荷受する業者が現れた。この頃、輸入砂糖の荷受けを行う唐薬問屋のうちにも、和製砂糖を扱う者が数軒あった。天保5（1834）年には国産白砂糖の荷受けを行っていた問屋が株仲間として設定され、和糖取扱の唐薬問屋も仲間に再編入された。そして、諸藩の産糖量が増加するにともない、大坂和製砂糖問屋の多くが特定の藩に属し、藩専売機構の一部に組み込まれた。なお、讃岐をはじめとする和製砂糖産地の荷主は、幕府や藩の規制から離れた新しい販路を開き、砂糖を大坂へと廻送していた。

大坂の砂糖仲買の場合、様々な問屋、また各藩の蔵屋敷から砂糖を買い入れ、各地に廻送していた。この時、大坂砂糖仲買仲間の三講から、それぞれ和砂糖専門の講も分出した。

要するに、近世全国砂糖流通の中心であった大坂市場においては、砂糖取引規模は大きく、諸砂糖問屋・仲買が分立し、この流通を担ったのである。そのうち、元来輸入砂糖の荷受けを行う大坂唐薬問屋は、国産白砂糖の荷受け商売にも参入したが、砂糖市場でその地位はもはや下がってきた。

#### 4.2. 江戸薬種問屋仲間の動向

砂糖最大の消費地に位置する江戸砂糖問屋は、大坂砂糖仲買から商品を仕入れて江戸及び関東地方に流通する。国産砂糖の生産・流通の拡大を背景に、文化5（1808）年、江戸十組問屋仲間内の薬種問屋仲間に所属する江戸砂糖問屋は、薬種問屋仲間から独立した。この間の経緯は、江戸十組問屋仲間の研究（〔林 1967〕、〔中井 1973〕、〔賀川 1985〕）によってすでに明らかにされている。

実は、文化5（1808）年独立以前から、砂糖問屋はすでに一定の集団を形成していた。元来、江戸市中における砂糖の取引は、大坂との取引を独占していた十組問屋に属する薬種問屋の手によって行われたのであった。江戸の十組問屋の中で、本町薬種問屋（1722年株仲間化）、また大傳馬町薬種問屋（1729年株仲間化）が砂糖を扱った。国産砂糖の取引量の増大を背景に、これらの薬種問屋の間には、砂糖を専門に扱う業者が現れた。天明5～6（1785～1786）年ごろ、これらの砂糖問屋商人は薬種問屋仲間の中に住吉講という組合を作り、大坂の樽廻船問屋と砂糖の輸送に関する協定を結んだ〔東京砂糖貿易商同業組合（編）1938：12-16〕。さらに、寛政7（1795）年、両薬種問屋仲間以外の業者は、別に明德講という砂糖荷受人の組合を作った。文化3（1806）年、住吉講と明德講との合併を

48) 〔樋口 1935〕の第五篇「徳川時代の大阪砂糖市場」を参照。

通じて、江戸住吉明德講という自主的な講仲間が結成された。当時、本町及び大傳馬町の薬種問屋仲間は合計 51 軒であったが、その内の砂糖問屋を営むもの 16 軒と、薬種問屋仲間外の砂糖問屋 1 軒とが住吉明德講に参加した。同講は、大坂の砂糖江戸積問屋仲間（明月講<sup>49)</sup>）へ一手注文を発し、また樽廻船問屋と一手荷積の特約を結んで、砂糖問屋としての独占的地位を固めた<sup>50)</sup>。

文化 4（1807）年 5 月、住吉明德講の砂糖問屋商人 17 軒が、年に金 1,000 両の冥加金上納を条件として砂糖問屋株の認可と樽廻船への一方積みを町奉行に願い出るという事件が起きた。それに対して、菱垣廻船積みの十組問屋と、それまで砂糖を扱ってきた薬種問屋が反対運動を起こした。すなわち、これは、薬種問屋仲間において、砂糖問屋（16 軒）と薬種仲間（35 軒）の間に、住吉明德講の扱う砂糖の一手運送問題を巡る紛争である。文化 5（1808）年、砂糖問屋株 52 株が公認され、砂糖荷物は樽廻船積みとし、それ以外の荷物は菱垣廻船積みとすることで和解した。具体的には、新設砂糖問屋仲間の内、出願した砂糖商人 17 軒（住吉明德講）の扱う砂糖については、樽廻船積が認められた。両組薬種問屋 35 軒の内、当時少量ながら砂糖を扱っていたものへ 8 株を割り当て、残る 27

株を休株にした。当時、この薬種問屋仲間 8 軒の扱う砂糖は菱垣廻船積ということが決定した。要するに、文化 5（1808）年砂糖問屋株の公認は、江戸薬種問屋仲間からの独立を意味した。

以上、大坂から江戸への砂糖の海上運送問題を原因に、薬種問屋仲間から分離・独立する砂糖問屋商人の動向が明らかとなった。砂糖商人は菱垣廻船をさけて、樽廻船を利用する理由について、三つの点が指摘された〔馬場 1989：51-52〕。つまり、菱垣廻船と比べて、樽廻船は出帆までの時間が短く、かつ安定性に優れ、運賃も安いということである。

#### 4.3. 仙台薬種仲間の特性

以上、大坂・江戸薬種問屋の動向が明らかとなった。十八世紀後半以降国産砂糖の輸入砂糖代替化を背景に、砂糖を扱う大坂・江戸薬種問屋の場合、仙台薬種仲間商人と同様に、砂糖を重要な商品として取り扱ってきたのである。しかしながら、砂糖取引規模、また海上運送の事情の相異を原因に、仙台・江戸・大坂薬種仲間は、異なる組織行動をみせるようになってきた。すなわち、大坂諸砂糖専門問屋・仲買の整備（砂糖流通における大坂唐薬問屋の地位低下）、江戸薬種問屋仲間における砂糖問屋商人の独立と対照的に、近世中後期以降砂糖の独占仕入と共同運送に関わる仙台薬種仲間商人の結合とその規模拡大が特徴づけられる。

全国砂糖流通の中心としての大坂市場では、取引規模が大きく、この構造が錯綜し、この流通を担うため、諸砂糖専門問屋・仲買が分立する必要がある。これと比べ、仙台の流通規模は比較的小さく、砂糖問屋分立の余地がなくなった。砂糖専業商人は薬種仲間の組織に組み込まれた形で、領内砂糖の流通を担ったのである。寛政 7（1795）年砂糖専門商人の仲間加入が許可され、天保 7（1836）年からこの加入が盛んに押し進められた。なお、文久元（1861）

49) 大坂の砂糖江戸積問屋仲間について、〔松好 1931〕、〔浜村 1935〕参照。大坂の江戸積廿四組問屋の薬種店組の中で、もっぱら砂糖江戸積を行う仲間は明月講という団体を作っていた。大坂から江戸への砂糖の輸送は、江戸との取引を独占していた二十四組問屋によって行われた。江戸積廿四組問屋の内、薬種店の一組がある。砂糖を江戸積する仲買はこの薬種店組に属した。大坂唐紅毛砂糖荒物仲買と唐薬種仲買とは個別に株仲間を設定したが、江戸積問屋としては、やはり薬種店の一組に属していた。

50) 寛政 7～文化 3（1795～1806）年砂糖問屋商人の動向について、〔社団法人糖業協会（編）1962：61-62〕及び〔馬場 1989：39-40〕参照。



年に至っては、組織に「砂糖小売店」も設置された。これによって、仙台砂糖流通における薬種仲間の独占的地位は維持された。

砂糖最大の消費地としての江戸市場では、砂糖の海上運送問題を原因に、江戸薬種問屋における砂糖問屋商人の分離・独立が見られる。つまり、江戸市中に流通される砂糖は大坂から仕入れるので、取引量の増大を背景に、砂糖問屋商人にとって、いかに迅速・安全・低額な仕入品の運送を実現できるのはますます重要となった。菱垣廻船と比べて、樽廻船は出帆までの時間が短く、かつ安定性に優れ、運賃も安いということである。砂糖問屋商人は、樽廻船の運送を利用するため、菱垣廻船積みの薬種問屋から独立してきた。なお、江戸は砂糖最大の消費地であり、砂糖を専門に扱う業者の組織化の余地がある。これと対照的に、近世中後期以降仙台薬種仲間の内部構成に砂糖商人の著しい増加がみられる。仲間は砂糖取引の取締を目的として、砂糖商人の加入を許可したが、以降仕入品の共同運送活動をもとに、組織内薬種商人と砂糖商人の結合関係はかためられた。仙台薬種仲間の場合、樽廻船のような商船の代わりに、藩廻米船（石巻穀船）の帰航の利用を通じて、安全・低額・確実・便利な仕入品の運送を実現したのである<sup>51)</sup>。天保7（1836）年以降、運送リスク及び負担の軽減を目的として、砂糖の運送に関わる積金及び海難補償金の組織仕法とも整備す

51) 仙台藩の江戸廻米制として定期的に江戸に入津する石巻穀船の戻り船を利用するメリットは、[渡辺2002: 271]に詳しく述べられている。すなわち、石巻穀船は江戸廻という片輪送で戻り船に他に義務づけられた積荷物がなく、仲間商人荷物の輸送はそれだけ石巻穀船にとって運賃収入増となり、江戸廻米の低運賃をカバーでき荷主も低運賃で利用できた。なお、仙台藩の江戸廻米船が毎年定期的に江戸に入津するため、廻船問屋を通じての廻船調達が不必要であって、便利・確実な仕入荷物の運送が確保された。

ることとなった。

## 5. おわりに

本稿では、仙台薬種仲間の例を通じて、近世中後期国産仕入品の増加に特徴づけられた領内砂糖流通構造の変化といった実態、またこの事情に対応した仲間の集団活動が明らかにされた。この時期全国的国産砂糖の輸入砂糖代替を背景に、砂糖の領外仕入は仙台薬種仲間商人の重要な商売内容となり、仲間は砂糖商人の組織加入という対策（「砂糖小売店」の設置もあり）を講じ、領内拡大しつつあった砂糖の流通を取り締まろうとした。天保飢饉ごろ、全国砂糖生産の不振・価格高騰という市場の変動もあって、天保6（1835）年から、仙台薬種仲間商人は組織を結束し、砂糖独占仕入権の取得・確保のみならず、仕入砂糖の共同運送、積金・海難補償金仕法や砂糖販売価格の取り決めなど多様な集団活動を行った。

なお、砂糖を扱う大坂・江戸薬種問屋と仙台薬種仲間との比較により、領国商品流通構造と運送の実態などに規定され、三都株仲間と大きく異なる姿を取らざるをえなかった地方株仲間の独特のありようが部分的ながら浮き彫りになった。砂糖を扱う大坂・江戸・仙台薬種仲間の動向を見ると、大坂諸砂糖専門問屋・仲買の整備（砂糖流通における大坂唐薬問屋の地位低下）、江戸薬種問屋仲間における砂糖問屋商人の独立と対照的に、近世中後期以降砂糖の独占仕入と共同運送に関わる仙台薬種仲間商人の結合とその規模拡大が特徴づけられる。なお、敦賀・三国・宮腰・七尾・伏木・魚津・直江津・新潟・酒田・土崎・能代などの北前船の入津港においては、多数の黒砂糖・白砂糖が積み入れられる場合、唐物荷受問屋と砂糖専門問屋の代わりに、廻船問屋は砂糖の荷受問屋として機能

した例が多いと言われる<sup>52)</sup>。つまり、中央市場と比べ、地方領国市場の取引規模が相対的に小さく、取扱う品目別に専門性に特徴される仲間組織の成立・分立の余地が小さいと考えられる。この際、運送機構を掌握する廻船問屋や効率的な荷物輸送を実現した仙台薬種仲間のような地方株仲間は、輸送上の優位にたち、複数の領外移入商品の流通の担い手となり、領国商品流通、さらに遠隔地間商品流通において重要な役割を果たしてきた。

本稿はあくまで仙台の個別事例の研究にとどまっている。多様で複雑な地域性に特徴づける地方株仲間の判明は、大きな検討課題として残されている。

#### 参 考 文 献

市原輝士（1960）「讃岐の砂糖」、地方史研究協議会編『日本産業史体系7』東京大学出版会、所収、94-113頁。

今井修平（1986）「近世都市における株仲間と町共同体」、『歴史学研究』第560号、93-104頁。

岡崎哲二（1999）『江戸の市場経済』講談社。

岡崎哲二（2001）「近世日本の経済発展と株仲間」、岡崎哲二編『取引制度の経済史』東京大学出版会、所収、15-41頁。

落合功（2001）「近世における砂糖貿易の展開と砂糖国産化」、『修道商学』42(1)、405-454頁。

賀川隆行（1985）「都市商業の発展」、歴史学研究会、日本史研究会編『講座日本歴史6 近世2』東京大学出版会、所収、195-228頁。

北島正元編（1962）『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館。

徐寤（2017）「近世日本における地方株仲間の一考察—仙台薬種仲間を例として—」、『TERG Discussion Papers』No. 377、1-41頁。

徐寤（2018）「近世薬種の国産化における産地の生産と流通—仙台藩を事例として—」、『薬史学雑誌』53(2)、91-101頁。

社団法人糖業協会編（1962）『近代日本糖業史 上巻』勁草書房。

仙台郷土研究会編（1991）『仙台藩歴史用語辞典』（『仙台郷土研究』復刊第16巻第1号特集）仙台郷

土研究会。

仙台市史編さん委員会編（1997）『仙台市史 資料編3 近世2 城下町』仙台市史編さん委員会。

仙台市史編さん委員会編（2003）『仙台市史 通史編4 近世2』仙台市史編さん委員会。

津田秀夫（1961）『封建経済政策の展開と市場構造』御茶の水書房。

東京砂糖貿易商同業組合編（1938）『東京砂糖貿易商同業組合沿革史』東京砂糖貿易商同業組合。

東京都編（1995）『江戸東京問屋史料商事情例調』〔復刻版〕。

中井信彦（1961）『幕藩社会と商品流通』塙書房。

中井信彦（1971）『転換期幕藩制の研究』塙書房。

中井信彦（1973）「江戸町人の結合論理について—菱垣廻船積仲間と三橋会所を素材として」、豊田武教授還暦記念会編『日本近世史の地方的展開』吉川弘文館、所収、202-226頁。

馬場章（1989）「江戸後期における問屋仲間と海上運送—江戸砂糖問屋の場合—」、『歴史評論』470、36-61頁。

林玲子（1967）『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房。

浜村正三郎（1935）「株仲間再興以降における大阪砂糖店の江戸取引」、『経済史研究』13巻6号、37-56頁。

原口虎雄（1960）「薩摩の砂糖」、地方史研究協議会編『日本産業史体系8』東京大学出版会、所収、74-105頁。

朴慶洙（1991）「仙台北下における株仲間の成立—享保期の薬種仲間を中心に—」、『歴史』第七十七輯、37-55頁。

朴慶洙（1992）「仙台北下商人仲間の成立」、『近世日本の都市と交通』河出書房新社、所収、53-72頁。

朴慶洙（1995）「仙台藩の流通政策と地域経済圏」、『近世日本の生活文化と地域社会』河出書房新社、所収、255-284頁。

朴慶洙（2003）「城下町の商業特権と藩政—仙台藩を中心に—」、『史料館研究紀要』第三十号、125-193頁。

樋口弘（1935）『本邦糖業史』ダイヤモンド社。

松好貞夫（1931）「大阪に於ける砂糖株仲間について」、『経済史研究』15号、64-78頁。

宮本又郎（2002）「日本近世の市場を支えた秩序」、社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、所収、234-247頁。

宮本又郎（2007）「日本型企業経営の起源」、宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎編『日本経営史 新版』有斐閣、所収、1-83頁。

宮本又郎（2017）「近世日本の市場と商業」、深尾

52) [樋口1935: 459-460]を参照。

京司・中村尚文・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻』岩波書店, 所収, 239-282頁。  
宮本又次(1938)『株仲間の研究』有斐閣。

吉田伸之(1985)「町人と町」, 日本史研究会編『講座日本歴史 5』東京大学出版会, 所収, 151-188頁。  
渡辺信夫(2002)『日本海運史の研究』清文堂。